



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ミロク情報サービス
代表者名 代表取締役社長 是枝周樹
(コード番号 9928 東証第 2 部)
問合せ先 経営管理本部長 滝本訓夫
(TEL . 03 - 5361 - 6369)

当社定款の一部変更について

当社は、平成 18 年 5 月 12 日に開催された取締役会において、定款の一部変更を、本年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 . 定款一部変更の目的

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

当社の機関の位置づけを明確にするため、変更案第 4 条(機関)を新設するものであります。

株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、変更案第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、書面による提供の省略を可能とするため、変更案第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、書面または電磁的記録により、その承認を行うことができるよう、変更案第 26 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、それぞれの責任について法令の範囲内での減免を可能とするため、また、独立性の高い優秀な人材の招聘を容易にできるよう、社外取締役および社外監査役の責任について法令の範囲内で限定する契約を締結することを可能とするため、変更案第 29 条(取締役の責任免除)および変更

案第 37 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、取締役の責任免除の規定の新設については、監査役会の同意を得ております。

その他、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、修正、移行新設、みなし規定の追加など、所要の変更を行うものであります。

(2) その他、条文の新設、削除に伴い必要な条数の変更を行うとともに、全般にわたって一部字句の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

以上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 (条文省略)</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、 135,000千株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、取締役会の決議により、商 法第211条ノ3第1項第2号の規定 により、自己株式を買受けることがで きる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不 発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、500株 とする。 2. 1単元の株式の数に満たない株式に 係る株券は発行しない。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。 取締役会 監査役 監査役会 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 135,000千株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行す る。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の 規定により、取締役会の決議によっ て市場取引等により自己の株式を取 得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、500株とす る。 2. 当社は、第7条の規定にかかわら ず、単元未満株式に係る株券を発行 しない。ただし、「株式取扱規則」に 定めるところについてはこの限りで はない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主(「<u>実質株主</u>」を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を当社に請求することができる。</p> <p>2. 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取、その他株式に関する取扱および手数料については、法令または本定款のほか取締役会において定める「<u>株式取扱規則</u>」による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第 10 条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 11 条 当社の株主は、「<u>株式取扱規則</u>」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u>を請求することができる。</p> <p>2. 前項の請求があった場合において、当社が<u>売り渡すべき数の株式</u>を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「<u>株式取扱規則</u>」による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 13 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを<u>株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎決算期最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(招 集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のつど招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決 議)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 商法第 343 条に定める株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもってこれを行う。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(招 集)</p> <p>第 14 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のつど招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 15 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 16 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 . 前項の代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 16 条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 17 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 18 条 取締役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれをを行う。</p> <p>2 .(条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとする。</u></p> <p>2 . <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 20 条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会の決議により、代表取締役を選任する。また、取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名を選任できる。</u></p> <p>(業務執行)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 . 前項の代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出する。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 .(現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。また、取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名を定めることができる。</u></p> <p>(業務執行)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、出席した取締役ならびに監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第 24 条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役員の員数)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 26 条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 27 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規則」による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(監査役員の員数)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 31 条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 27 条 <u>監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 28 条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>(監査役会議事録)</p> <p>第 30 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第 31 条 <u>監査役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>(補欠監査役)</p> <p>第 32 条 <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2. <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになり、定時株主総会で予め選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3. <u>予め選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規則」による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 36 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(営業年度および決算期) 第 33 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第 34 条 <u>利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に対して支払う。</u> (新 設)</p> <p>(中間配当) 第 35 条 当社は、取締役会の決議により毎年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、<u>商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第 36 条 <u>利益配当金および中間配当金</u>がその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は<u>その支払の義務を免れる。</u> 2 . <u>未払の利益配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第 37 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 . <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p> <p>(事業年度) 第 38 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの<u>1 年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 39 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>2 . <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当) 第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第 41 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> 2 . <u>未払の剰余金の配当および中間配当</u>には利息をつけない。</p>